

いわき市災害危険区域に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。第4条において「法」という。）第39条第1項の規定による災害危険区域（以下「災害危険区域」という。）の指定及び同条第2項の規定による建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害危険区域の指定)

第2条 災害危険区域として指定する区域は、津波による災害の危険が著しい区域として、市長が指定する区域とする。

2 災害危険区域は、津波による災害の危険の程度に応じ、第1種区域、第2種区域及び第3種区域に区分する。

3 市長は、災害危険区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示し、関係図書を公衆の縦覧に供しなければならない。

4 災害危険区域の指定は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

5 前2項の規定は、災害危険区域の変更及び指定の解除について準用する。

(建築物の建築の制限)

第3条 第1種区域内においては、住居の用に供する建築物及び旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業の営業の用に供する施設（以下「住居用建築物」という。）を建築してはならない。

2 第2種区域内及び第3種区域内において住居用建築物を建築するときは、規則で定める構造としなければならない。

(適用の除外)

第4条 この条例の施行の際現に存する住居用建築物（建築中のものを含み、法第3条第3項第1号を適用した場合に同号に該当することとなるものを除く。）を増築又は改築する場合において、当該増築又は改築に係る部分でやむを得ないと認められるもの及び当該増築又は改築に係らない部分については、前条の規定は、適用しない。

(建築物が災害危険区域の内外にわたる場合の適用)

第5条 住居用建築物が災害危険区域の内外にわたるときは、その全部について

第3条の規定を適用する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。